

## よくあるお問合せ

### Q1 複数の商店街団体が連携して応募することは可能ですか。

**A1** 単体の商店街団体同士又は商店街連合会同士が連携して応募する場合は、重点取組事業「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」にてご応募ください。また、「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」以外の重点取組事業や賑わい創出事業については、商店街連合会としての応募や、商店街の活性化に資する事業であれば、商店街団体を主たる構成員とする実行委員会での応募も可能です。

なお、「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」にてご応募した場合でも、連携して実施する事業とともに「賑わい創出事業」の経費として計上し、連携団体ごとの事業を申請することは可能です。ただし、この場合も「賑わい創出事業」の経費が補助対象経費全体の40%を上回る（「重点取組事業」の補助対象経費が全体の60%を下回る）場合は不採択となります。

### Q2 単体の商店街団体で応募し、更にその団体が属する商店街連合会や実行委員会での応募、または重点取組事業「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」での応募は可能ですか。

**A2** 次のとおりです。

#### ◀「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」の場合▶

単体の商店街団体で応募した場合、さらにその団体を含む連携事業は応募できません。  
(商店街連合会も同様)

#### ◀商店街連合会の場合▶

単体の商店街団体で応募する事業と異なる事業であれば応募可能ですが、補助上限等に制限がかかる場合があります。詳細はご相談ください。

#### ◀実行委員会の場合▶

単体の商店街団体で応募した場合、その団体が属する実行委員会での応募はできません。

#### 【参考】重複申し込み可否早見表

	単独応募	本事業を行う連携団体	連合会・実行委員会
単独応募		×	○
本事業を行う連携団体	×		×
連合会・実行委員会	○	×	

※「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」以外の取組に単独で応募した団体を含む商店街連合会や実行委員会は、更に別の事業について応募可能です。

**Q 3** 補助要件に「過去に本補助金を3年間活用した事業でないこと。」とありますが、4年目以降応募することは可能ですか。

**A 3** 本補助金を3年間活用した事業と同内容での4年目以降の応募は受付できませんが、内容と名称を変更して新事業を行う場合は、1年目の事業として応募を受付できる可能性があります。例えば、賑わい創出事業として本補助金を3年間活用した飲食イベントを、全店舗でリユース容器を活用する脱炭素化社会に向けた飲食イベントに変更し、かつ、脱炭素化社会に向けた取組であることが伝わるイベント名に変更して実施する場合は、応募を受付できる可能性があります。詳細はご相談ください。

**Q 4** 過去3年間補助を受けましたが、3年目のみ実施した事業があります。新たに応募する際、その事業を含めて応募することは可能ですか。

**A 4** 過去3年間補助を受けた事業計画に含まれる、実施年数が3年未満の事業を含む応募も可能ですが、選考委員会で評価が低くなる可能性があります。詳細はご相談ください。

**Q 5** 重点取組事業とはどのような取組を指しますか。

**A 5** 募集要項の2ページ目に、取組例や要件、注意事項を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。また、事業全体が重点取組事業として判断できない場合、重点取組事業として認められない場合があります。（認められない例：大規模なイベントを開催する際、一区画だけインバウンド対応可能なブースを出店する等）詳細はご相談ください。

**Q 6** 「脱炭素化社会の実現に向けた取組」とはどのような取組を指しますか。

**A 6** 商店街が、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする脱炭素化社会の実現を目指して行う取組を指します。具体的には、次のような取組が挙げられます。

**《商店街全体で行う脱炭素化社会の実現に向けた活動》**

- ① 商店街が実施する飲食イベント時に、リユース容器を提供する業者を活用して使い捨て容器を減らす等、ごみを削減する活動を行う。
- ② リサイクル業者と連携して商店街内にリサイクルボックスを設置し、衣服等の不用品を持ち寄った方には商店街の名産品等を贈呈する。
- ③ 来街者に未使用の保存食品を持ち寄ってもらう「フードドライブ」を実施し、参加者には商店街の名産品等を贈呈する。

**《各会員店舗等で行う脱炭素化社会の実現に向けた活動と商店街活動を連動》**

- ④ 商店街の各会員店舗や商店街事務所にて、マイボトル持参の来街者に飲料水を提供し、参加者向けの商店街回遊スタンプラリーを実施する。
- ⑤ 商店街の会員飲食店を対象にした、テイクアウト利用者に持ち帰り用容器の持参を呼

びかけるキャンペーンを実施し、参加者向けの商店街回遊スタンプラリーを実施する。

- ⑥ 商店街の各会員店舗や商店街事務所にて、マイボトルや持ち帰り容器等の脱炭素に資する商品を購入した方を対象に、商店街の名産品等を贈呈する。

**《再生可能エネルギーを活用したハード整備と啓蒙活動》**

- ⑦ 上記の取組のシンボルとして、太陽光等の再生可能エネルギーを利用した街路灯を設置し、啓蒙活動を行う。(ハード整備だけでは補助対象事業とはなりません。)

**Q 7 重点取組事業「複数の商店街が連携して実施する取組」で連携する商店街団体等は、隣接した団体でなくても可能ですか。**

**A 7** 可能です。ただし、連携する商店街団体等は、事務所の所在地が神奈川県内である団体に限ります。

**Q 8 令和6年度までであった重点取組事業「買物弱者支援の取組」は、今年度は応募できませんか。**

**A 8** 重点取組事業「共生社会の実現に向けた取組」にてご応募ください。

**Q 9 重点取組事業「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」に応募する際の要件は何ですか。**

**A 9** 要件は次のとおりです。

- ① 連携する商店街を回る観光ツアーや相互のイベント時にブースを出店する等、複数の商店街が連携してイベント等を実施すること。(個別に担当までご相談ください。)
- ② 連携する商店街団体等のうち、代表の団体(補助金申請団体)に一括して補助確定額を振り込むことに、連携団体間で合意していること。  
(交付申請時に別途提出していただく書式があります。)
- ③ 小規模団体(応募する年の3月1日時点の正会員数が40以下)のみで連携して事業を行う場合、県のアドバイザー派遣制度を利用すること。